

○新庄村地域公共交通会議規程

平成21年7月17日

規程第2号

(目的)

第1条 新庄村地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし村長が委嘱する。

- (1) 村長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 中国運輸局長(岡山運輸支局長)又はその指名する者
- (6) 岡山県の関係行政機関の職員
- (7) その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長、副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会議の公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は新庄村総務企画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年7月17日から施行する。

(任期の特例)

- 2 最初に委嘱された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は、村長が招集する。